

# 論点

## 受動喫煙という児童虐待



斎藤  
麗子 氏

日本禁煙推進医師歯科医師連盟  
会長。十文字学園女子大学健康管  
理センター長。小児科専門医。医  
学博士。69歳。

子どもへの虐待が重大な社会問題になっている。現在の虐待の定義は「身体的虐待」「育児放棄(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」の4分類だ。

私は虐待の5番目の定義として、子どもの周囲での喫煙を加えた「受動喫煙」の4分類だ。

意味で、虐待そのものと言つて良いのではないだろうか。

厚生労働省の検討会がまとめた「喫煙と健康」(通称・たばこ白書)によると、子どもの受動喫煙の健康

の呼吸器疾患、中耳炎、う

の室内や自動車内の狭い空

間では、受動喫煙の悪影響

はさらに大きい。子どもが

もを受動喫煙から守る条例

を全国に先駆けて施行し

た。家庭内の子どもと同室

の空間や子どもが同乗する

自動車などの喫煙を規制

するもので、努力義務とは

いえ画期的なことだ。

筆者は昨年10月から12月

にかけ、学生や医療関係者、一般市民向けの講演の機会を利用して、子どもの受動

喫煙に関する意識調査を行

った。無記名で約600人

である。

東京都は今年4月、子ど

もを受動喫煙から守る条例

を制定した。この条例によると、「必要」と思う人が7割近くを占めた。「換気扇の下やベランダなら認める」不需要」と回答したのはどちらも1割未満だった。

家庭内や自家用車内の喫煙を「虐待である」とする

答えは全体では半数ほどだ

が指摘されている。

最近は、煙の出ない加熱

タバコは書がないとい

うという。

東京都で6月に成立した

受動喫煙防止条例は、飲食

店の8割以上を原則屋内禁

煙とした。子どもの受動喫

煙は、外傷(身体的虐待)を直接与えるものではない。しかし、子どもの健康や命、発育を脅かすという

が指摘されている。

たとえ罰則がなくとも、虐待という認識を広く社会

に広めることが、子どもに

ばくもれつとした「たば

こ」であり、受動喫煙によ

りの回答を得た。

子どもを受動喫煙から守る条例による規制について

「必要」と思う人が7割近くを占めた。「換気扇の下やベランダなら認める」不需要」と回答したのはどちらも1割未満だった。

家庭内や自家用車内の喫煙を「虐待である」とする

答えは全体では半数ほどだ

が指摘されている。

最近は、煙の出ない加熱

タバコは書がないとい

うという。

東京都で6月に成立した

受動喫煙防止条例は、飲食

店の8割以上を原則屋内禁

煙とした。子どもの受動喫

煙は虐待であるという認識

をもって、他の自治体も対

策に取り組んでほしい。

筆者は昨年10月から12月

にかけ、学生や医療関係者、一般市民向けの講演の機会

を利用して、子どもの受動

喫煙に関する意識調査を行

った。無記名で約600人

である。

日本小児科学会など4団体

でつくる日本小児医療保健

協議会「子どもをタバコの

害から守る合同委員会」は、

子どものいる室内や自動車

内の喫煙は虐待であるこ

とを訴える2種類のポスター

を作成した。小児科関連

の学会やセミナーで配布し

ているほか、日本小児保健

協会のホームページからも

ダウントロードできる。

誤った考え方、子どもの周

囲で使用する保護者がいる

と聞く。しかし、加熱式た

ばくもれつとした「たば

こ」であり、受動喫煙によ

る影響はまだよく分かつてない。影響が不明なものを使うべきではない。

たばこは、子どもの誤飲事故で最も多い原因だ。加熱式たばこは、葉の部分が詰め込まれて小さいため子

どもが誤ってのみやす

い。国民生活センターなどによると、加熱式たばこの

誤飲事故が近年多発してい

るという。

東京都で6月に成立した

受動喫煙防止条例は、飲食

店の8割以上を原則屋内禁

煙とした。子どもの受動喫

煙は虐待であるという認識

をもって、他の自治体も対

策に取り組んでほしい。